

令和7年度 町民税・県民税 申告の手引き

申告期限：令和 7 年 3 月 17 日（月）

高浜町役場 税務課（☎72-7707）

■町民税・県民税の申告について

令和7年度の町民税・県民税は、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで（以下「令和6年中」という。）の所得に対し、令和7年1月1日現在の住所地で賦課される地方税です。（令和7年1月2日以降に他市町村に転出された方も、高浜町での申告が必要です。）町では、この申告書と所得税の確定申告書、給与・年金の報告書等をもとに、町民税・県民税額を決定します。

この申告は、町民税・県民税の税額算定の他、国民健康保険税の算定や軽減、非課税証明書等の発行および町の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われています。そのため、所得の有無にかかわらず申告が必要になります。

■町民税・県民税の申告が必要な方

- (1) 令和7年1月1日現在、高浜町に住所があり、事業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などの所得があった方、土地や建物その他の資産を譲渡した方
- (2) 給与所得者（パート、アルバイトを含む）で、次に該当する方
 - ① 勤務先から高浜町に給与支払報告書が提出されていない方
 - ② 給与以外の所得がある方
- (3) 年金所得者で、確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった方で、次に該当する方
 - ① 公的年金等に係る雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除の適用を受ける方
 - ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- (4) 令和6年中に所得がなかった方で、次に該当する方
 - ① 所得証明書や課税証明書などの証明書の発行が必要となる方
 - ② 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の算定など、各種制度を利用するために必要となる方

■町民税・県民税の申告が必要ない方

- (1) 所得税の確定申告書を提出する方
- (2) 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

■町民税・県民税の申告に必要なもの

- (1) 個人番号（マイナンバー）確認書類
- (2) 本人確認書類
- (3) 所得を証明する書類

- ① 給与や年金の源泉徴収票
- ② 事業主からの支払等の証明書
- ③ 営業等の収支内訳書、領収書 など

- (4) 各種控除に必要な書類

- ① 社会保険料の支払金額がわかる書類
- ② 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ③ 医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
- ⑤ 寄付先の団体から交付された寄付金の受領証 など

下記【A】または【B】の提示が必要です。

（郵送で提出される場合は、写しを添付してください。）

A 個人番号カード（マイナンバーカード）※1

※1 写しの場合は両面必要

B マイナンバー記載の住民票の写し または 通知カード※2

運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証※3 など

※2 通知カードに記載された氏名、住所が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※3 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合は、「保険者番号」及び「記号・番号」を塗り潰してください。

1. 所得金額

収入金額から必要経費などを差し引いたものを所得と呼び、税額計算の基礎となります。

営業等所得	小売業などの個人事業から生ずる所得。個別に必要経費の計算（収支内訳書）が必要です。	
農業所得	農産物などの生産から生ずる所得。個別に必要経費の計算（収支内訳書）が必要です。	
不動産所得	土地・家屋の貸付などから生ずる所得。個別に必要経費の計算（収支内訳書）が必要です。	
利子所得	預金等の利子などの所得。ただし、源泉徴収された利子所得は、原則申告する必要はありません。	
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、投資信託（一部を除く）の収益の分配による所得。 ※確定申告と異なる課税方式を選択することはできなくなりました。	
給与所得	給料や賃金および賞与などの所得。複数の会社から給与がある場合はすべての給与収入を合計した金額が給与収入金額になります。給与所得は、下記の「給与所得の計算」で算出してください。	
雑所得	公的年金等	厚生年金、国民年金、企業年金などの所得。※遺族年金・障害年金は非課税所得です。 公的年金等の所得は、下記の「公的年金等の計算」で算出してください。
	業 務	原稿料、講演料、ネットオークションなどの個人取引、副収入による所得 など
	そ の 他	生命保険の個人年金などの所得。※保険会社の作成する資料に必要経費が記載されています。
譲渡所得	資産の譲渡から生ずる所得。資産によって課税方法が、「総合課税」と「分離課税」に分けられます。 また、その保有期間によって「短期譲渡」と「長期譲渡」に区別されます。 ●短期譲渡 …… 保有期間が5年以内の資産の譲渡 ●長期譲渡 …… 保有期間が5年を超える資産の譲渡	
	総合課税	対象資産：船舶、機械、書画、骨董品、貴金属、漁業権、著作権 など 50万円（譲渡益を限度）の特別控除があります。
	分離課税	対象資産：土地、建物、有価証券 など 収用等により資産を譲渡した場合は、特別控除額の特例があります。
一時所得	懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険の一時金などの所得。50万円の特別控除があります。	

※家内労働者の必要経費の特例：家内労働者が、事業所得または雑所得を有する場合、これらの必要経費として55万円を控除することができます。ただし、給与所得を有する場合にあっては55万円から給与所得控除額を控除した残額となります。

■ 給与所得の計算：収入額を計算式にあてはめて所得に直します。

給与収入の合計額（A）	給与所得の金額	給与収入の合計額（A）	給与所得の金額
～ 550,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	(A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 2.4 + 100,000
551,000 ～ 1,618,999	(A) - 550,000	1,800,000 ～ 3,599,999	(A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999	(A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999	(A) × 0.9 - 1,100,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	8,500,000 ～	(A) - 1,950,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000		

※所得金額調整控除：次の①または②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得から控除します。

①給与収入が850万以上で次の要件に該当する場合（該当者を所得調整控除欄に記入）

a. 本人が特別障害者 b. 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者 c. 扶養親族が年齢23歳未満（平13.1.2以後生）

所得金額調整控除額＝給与の収入金額（上限1,000万円）－850万円×10％

②給与所得と公的年金所得の合計が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝給与所得額（上限10万円）＋公的年金等所得額（上限10万円）－10万円

■ 公的年金等の計算：収入金額を計算式にあてはめて所得に直します。

年 齢	公的年金等の収入金額の 合 計 額 （ A ）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年 1月2日 以後に 生まれた方	～ 1,299,999	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 0.75 - 275,000	(A) × 0.75 - 175,000	(A) × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 0.85 - 685,000	(A) × 0.85 - 585,000	(A) × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 0.95 - 1,455,000	(A) × 0.95 - 1,355,000	(A) × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 ～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000
65歳以上 昭和35年 1月1日 以前に 生まれた方	～ 3,299,999	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 0.75 - 275,000	(A) × 0.75 - 175,000	(A) × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 0.85 - 685,000	(A) × 0.85 - 585,000	(A) × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 0.95 - 1,455,000	(A) × 0.95 - 1,355,000	(A) × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 ～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000

2. 所得から差し引かれる金額

控除の種類		概	要	
雑 損 控 除		あなたや、令和 6 年中の総所得金額等の合計額が 48 万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除 【添付書類】 り災証明書、災害関連支出の領収書 など	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額 － 総所得金額等の合計額 × 10% ②災害関連支出の金額 － 5 万円 ※差引損失額＝損害金額＋災害関連支出－補填金額	
医療費控除 (どちらかを選択)	医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和 6 年中に医療費を一定金額以上支払った場合の控除 【添付書類】 医療費控除の明細書 ※領収書の添付は不要 (5 年間保管が必要)	次のいずれか多い方の金額【限度額 200 万円】 ①支払った医療費 － 総所得金額等の 5% ②支払った医療費 － 10 万円 ※保険等の補填金額は、支払った医療費から差引く	
	セルフメディケーション税制	あなたが健康の保持促進など一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者等のために令和 6 年中に支払った特定の医薬品購入費が 12,000 円を超える場合の控除 【添付書類】 セルフメディケーション税制の明細書 ※領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付は不要 (5 年間保管が必要)	支払った金額 － 12,000 円【限度額 88,000 円】 ※保険等の補填金額は、支払った金額から差引く	
社会保険料控除		令和 6 年中にあなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などの控除 【添付書類】 国民年金等の控除証明書	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除		令和 6 年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金、企業型年金加入者掛金などの控除 【添付書類】 控除証明書	支払った金額	
生命保険料控除 【限度額】 70,000 円		令和 6 年中にあなたが支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料などの控除 【添付書類】 保険会社等が発行する控除証明書 ※支払った保険料は、配当金や割戻金を差し引いた金額です。		
		区 分	支払った保険料 (A)	控 除 額
		旧 契 約 平成 23 年 12 月 31 日以前に契約 ・ 旧一般分 ・ 旧個人年金分	～ 15,000 円	(A)
			15,001 円 ～ 40,000 円	(A) × 0.5 + 7,500 円
			40,001 円 ～ 70,000 円	(A) × 0.25 + 17,500 円
			70,001 円 ～	35,000 円
		新 契 約 平成 24 年 1 月 1 日以後に契約 ・ 新一般分 ・ 新個人年金分 ・ 介護医療分	～ 12,000 円	(A)
			12,001 円 ～ 32,000 円	(A) × 0.5 + 6,000 円
			32,001 円 ～ 56,000 円	(A) × 0.25 + 14,000 円
			56,001 円 ～	28,000 円
●旧契約のみ …… 旧一般分 + 旧個人年金分 (限度額 各 35,000 円) ●新契約のみ …… 新一般分 + 新個人年金分 + 介護医療分 (限度額 各 28,000 円) ●新・旧両方 …… (新+旧)一般分 + (新+旧)個人年金分 + 介護医療分 (限度額 各 28,000 円)				
地震保険料控除 【限度額】 25,000 円		令和 6 年中にあなたが支払った地震保険料や旧長期損害保険料などの控除 【添付書類】 保険会社等が発行する控除証明書 ※支払った保険料は、配当金や割戻金を差し引いた金額です。		
		区 分	支払った保険料 (A)	控 除 額
		地 震 保 険 料	～ 50,000 円	(A) × 0.5
			50,001 円 ～	25,000 円
		旧長期損害保険料 平成 18 年 12 月 31 日以前に契約	～ 5,000 円	(A)
			5,001 円 ～ 15,000 円	(A) × 0.5 + 2,500 円
			15,001 円 ～	10,000 円
		※一つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか一方の区分を選択してください。		
寡 婦 控 除 ひとり親控除		あなたが寡婦かひとり親で、令和 6 年中の合計所得金額が 500 万円以下である場合の控除 ※重複の場合はひとり親控除のみが適用の対象になります。 ※住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」の記載がある方は、対象外となります。		
		寡 婦	①夫と離婚した後再婚していない方で、令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする扶養親族のある方 ②夫と死別した後再婚していない方または夫の生死が不明の方	26 万円
		ひとり親	婚姻歴の有無や性別に関わらず、令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子のある方	30 万円

控除の種類		概 要						
勤労学生控除		あなたが学生や生徒で、令和 6 年中の合計所得金額が 75 万円以下で、勤労によらない所得（配当所得・不動産所得等）が 10 万円以下の場合の控除				26 万円		
障 害 者 控 除		あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合の控除						
		区 分	用 件		あ な た が 障害者の場合	同一生計配偶者 または 扶養親族が障害者の場合		
		障 害 者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている方 など		26 万円			
		特 別 障 害 者	身体障害者手帳 1 級～2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 など		30 万円			
同居特別障害者	（老人ホームなどへの入所者を除く）		——	53 万円				
配 偶 者 控 除 配偶者特別控除 同一生計配偶者		あなたと生計を一にする配偶者がいる場合、あなたと配偶者の令和 6 年中の合計所得金額に応じて受けられる控除						
		配偶者の合計所得金額			あ な た の 合 計 所 得 金 額			
					900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
		配 偶 者	一般	480,000 円以下	33 万円	22 万円	11 万円	同一生計配偶者に✓を記入
			老人	480,000 円以下（70 歳以上）	38 万円	26 万円	13 万円	
		配 偶 者 特 別	480,001 円 ～ 1,000,000 円		33 万円	22 万円	11 万円	対 象 外
			1,000,001 円 ～ 1,050,000 円		31 万円	21 万円	11 万円	
			1,050,001 円 ～ 1,100,000 円		26 万円	18 万円	9 万円	
			1,100,001 円 ～ 1,150,000 円		21 万円	14 万円	7 万円	
			1,150,001 円 ～ 1,200,000 円		16 万円	11 万円	6 万円	
			1,200,001 円 ～ 1,250,000 円		11 万円	8 万円	4 万円	
			1,250,001 円 ～ 1,300,000 円		6 万円	4 万円	2 万円	
			1,300,001 円 ～ 1,330,000 円		3 万円	2 万円	1 万円	
1,330,001 円 ～		0 円	0 円	0 円				
※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で合計所得額が 48 万円以下の人のこと。								
扶 養 控 除		あなたと生計を一にする扶養親族（令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下）がいる場合の控除						
		区 分	生 年 月 日			控 除 額		
		年少扶養親族	平成 21 年 1 月 2 日以後 ※非課税の判定などに使用します。			0 円		
		一般扶養親族	平成 21 年 1 月 1 日以前（16 歳以上）			33 万円		
		特定扶養親族	平成 14 年 1 月 2 日 ～ 平成 17 年 1 月 1 日			45 万円		
		老人扶養親族	昭和 30 年 1 月 1 日以前（70 歳以上）		同居老親以外	38 万円		
同居老親等	45 万円							
国外居住親族に係る扶養控除適用に伴う書類添付が R6 年度より厳格化されました。詳細については町 H P をご覧になるか町税務課までお問合せください。								
基 礎 控 除		令和 6 年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用される控除						
		合 計 所 得 金 額			控 除 額			
		2,400 万円以下			43 万円			
		2,400 万円超 2,450 万円以下			29 万円			
		2,450 万円超 2,500 万円以下			15 万円			
2,500 万円超			0 円					

3. 税額から差し引かれる金額

種 類	概 要
寄 附 金 控 除	令和 6 年中にあなたが寄付金を支出した場合、支出先や支出額によって寄付金税額控除を受けることができます。 【添付書類】 寄付を受けた団体からの受領書、領収書
定 額 減 税	納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下で、令和 6 年 12 月 31 日現在で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（※）を有する人に対して、1 万円の定額減税を実施します。 ※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは →納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ、配偶者（国外居住者を除く）の合計所得金額が 48 万円以下の者。

この申告の手引きに記載している各種控除等について、地方税法が改正された場合は、改正後の各種控除によって税額を算出しますので、ご了承ください。